

第五十五回国会 逓信委員会議録 第二十一号

昭和四十二年七月十二日(水曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

- 委員長 松澤 雄藏君
- 理事 秋田 大助君
- 理事 佐藤洋之助君
- 理事 中井徳次郎君
- 理事 小澤 貞孝君
- 小淵 惠三君
- 上林山榮吉君
- 徳安 實藏君
- 羽田武嗣郎君
- 安宅 常彦君
- 金丸 徳重君
- 八百板 正君
- 古内 広雄君

- 理事 加藤常太郎君
- 理事 田村 元君
- 理事 森本 靖君
- 加藤 六月君
- 木部 佳昭君
- 根本龍太郎君
- 水野 清君
- 大柴 滋夫君
- 原 茂君
- 樋上 新一君

出席國務大臣

- 郵政大臣 小林 武治君

出席政府委員

- 郵政政務次官 田澤 吉郎君
- 郵政大臣官房長 竹下 一記君
- 郵政省電波監理局長 淺野 賢澄君

委員外の出席者

- 郵政省電波監理局長 左藤 惠君
- 参事(日本放送協会会長) 前田 義徳君
- 参事(日本放送協会専務理事) 三熊 文雄君
- 参事(日本放送協会専務理事) 赤城 正武君
- 参事(日本放送協会専務理事) 浅沼 博君

参事(日本放送協会) 志賀 正信君
 参事(日本放送協会) 佐野 弘吉君
 参事(日本放送協会) 野村 忠夫君
 参事(日本放送協会) 水田 誠君

七月十一日
 委員小淵惠三君辞任につき、その補欠として櫻内義雄君が議長の名で委員に選任された。
 同日
 委員櫻内義雄君辞任につき、その補欠として小淵惠三君が議長の名で委員に選任された。

七月十一日
 簡易郵便局法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四一号)
 同月六日
 集団住宅電話の単独加入電話への切換えに関する請願外一件(井岡大治君紹介)(第二四七九号)
 同外一件(井岡大治君紹介)(第二四七九号)
 簡易郵便局法の一部改正に関する請願(上林山榮吉君紹介)(第二四八〇号)
 同(中馬辰猪君紹介)(第二五五八号)
 同(宇野宗佑君紹介)(第二六九三号)
 同外二件(佐々木秀世君紹介)(第二六九四号)
 簡易郵便局受託者の範囲拡大に関する請願(上林山榮吉君紹介)(第二四八一号)
 京都府北部の民間テレビ放送の難視聴解消に関する請願(柳田秀一君紹介)(第二五五九号)
 簡易郵便局の受託範囲拡大に関する請願外十二件(稻村左近四郎君紹介)(第二六九一号)

同(浦野幸男君紹介)(第二六九二号)
 大阪国際空港周辺住民のテレビ受信料減免に関する請願(岡澤元治君紹介)(第二六九五号)
 同月十日
 簡易郵便局の受託範囲拡大に関する請願(浦野幸男君紹介)(第二七六九号)
 同外二件(奥野誠亮君紹介)(第二七七〇号)
 同外十四件(飯谷忠男君紹介)(第二七七一号)
 同外一件(鍛冶良作君紹介)(第二七七二号)
 同(木部佳昭君紹介)(第二七七三号)
 同外一件(坂本三十次君紹介)(第二七七四号)
 同外一件(徳安實藏君紹介)(第二七七五号)
 同(秋田大助君紹介)(第二七八二九号)
 同外一件(瀬戸山三男君紹介)(第二八三〇号)
 同(中垣國男君紹介)(第二八三一号)
 同外一件(相川勝六君紹介)(第二八七八号)
 同(大村襄治君紹介)(第二八七九号)
 同(北澤直吉君紹介)(第二八八〇号)
 同外二件(吉川久衛君紹介)(第二八八一号)
 同(田中龍夫君紹介)(第二八八二二号)
 同(田村良平君紹介)(第二八八三三号)
 同(内藤隆君紹介)(第二八八四四号)
 集団住宅電話の単独加入電話への切換えに関する請願(井岡大治君紹介)(第二七七六号)
 同(井岡大治君紹介)(第二八三二二号)
 簡易郵便局法の一部改正に関する請願外二件(木部佳昭君紹介)(第二七七七号)
 同(大村襄治君紹介)(第二八八五号)
 は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
 放送法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三七号)

○松澤委員長 これより会議を開きます。
 放送法の一部を改正する法律案を議題といたします。
 質疑の申し出がありますので、これを許します。中井徳次郎君。

○中井委員 放送法の改正の内容は、ラジオの聴取料免除の問題であります。したがって、社会党といたしましては、ずいぶん前からこれをむしろ主張いたしておりました関係であります。いよいよ法案が出来まして、われわれが賛成、反対の態度をきめますにあたりましては、やはり二、三の点をお尋ねしておいたほうがいいと思っております。大きな問題やこまかい問題、ごちやごちやであります。この際お尋ねをいたしておきます。

まず第一に、郵政省の出されております放送法の一部を改正する法律案要綱の改正の趣旨というもの、この趣旨を読んでもみますと、「受信契約を締結することを要しないもの」というふうな非常にむずかしい表現をとっておりますが、「放送の普及発展の現況にかんがみ、」というように書いてあります。ちよつとこれでは私は、改正の趣旨が、放送が普及発展したらラジオ聴取料を取らないようにするんだというの、たてまえとして少しおかしいんじゃないか。かねがねNHKの経理内容その他から見て、余裕があればこういうものを手がけたいと思つておつたが、幸いそういうことになつたのだとか何とか、ほかの理由でない、普及発展するにただにする、これはどういう理由でございますか。こういう非常に簡単に書き流していただけますか。こういう政府の答弁というのか、政府の正式文書でありますから、こういうものはたしていいの、かどうか。非常に官僚的な、いわばずるいという、そういう表現だと私は思うんですけれども、なぜ正直にびちつと書か

ないのか。これはこういうものを読んで、放送の普及発展にかんがみてラジオ聴取料を無料にしました、はい、そうでございますか、と思う人はいますか、変な質問だけれども、そういう意味で、非常に私は放送法改正の趣旨が了解できないんです。大臣どうですか、なぜ正直に書かないか。普及発展すればただにするというなら、テレビも大いに下げたらどうですか。普及発展して、二千万こえておるんです。普及発展の現況にかんがみただにするという、どうもこの三段論法、はなはだいただけないんです、いかがですか。

○淺野政府委員 実は、この「普及発展の現況にかんがみ」と申しますのは、ラジオの普及率にテレビがほとんど近づきました。したがって、ラジオだけを持つておる方はほとんどなくなりまして、そういう面から、そういうラジオだけを持つておる方はこの際、手数の省略その他等によりまして契約はしてもらわないというふうになりました。こういう内容であります。したがって、いまおっしゃいましたように、なるほど書き方として否定する点が確かにあるかと思えますが、従来委員会におかれましては、こういう時期になればラジオのみの受信料は廃止すべきである、こういった御意見をここ数年来いただいておる、そういった面について、これで御理解いただける、かように思った次第であります。おっしゃいますように、若干書き方におきましてはおわかりやすくすべきであったかと思っております。こういった点はひとつ御了承いただきたいと思います。

○中井委員 いまの説明でもよくわからぬね。大臣、どうですか。私は、旧通信省、いま郵政省、それから電電公社、NHK、全部含めてだけれども、この委員に私は去年なりましてからいろいろな書類をもらうのだけれども、こういうくせがぼくに言わすところ。なぜ堂々と書かないか。それはあなた、郵政関係の大先輩なんだから、もっとはっきりこれを書いたらいい。そういうこと、何か非常にすく逃げける——これはいま話を聞いて、私が気づいたわけですが、私もおろそかであったが「放送」の中にはテレビも入っているのだな。放送といえばテレビ及びラジオということですが、一般の人は、放送というときまだラジオのことのように思っている。要するにテレビが普及した、こういうことですかね。その辺のところがちっともわからない。それで余裕が出たからこれはやめるといふ。どうなんですか、余裕が出たからやめたのか、それとも——それじゃもう一つ聞か、社会政策上やめたのか、経済的に余裕が出たからやめたのか、この辺のところどうなんですか、大臣。

○小林国務大臣 ただいま御指摘のような点は、われわれも了解できますが、要は、従来ラジオとテレビを区別して取っておるが、テレビがある程度普及したらラジオをやめたらよからうと、こういう議論があったものでありますから、それにとられてこういうふうな表現をしたということになるのをごさいます。それで、お話のように、受信料収入がテレビ、ラジオを含めても相当、八百億、九百億とこういうふうになってきて、そういうラジオだけを別を取っておるのほうもわずかにその一割にすぎない。したがって、これをやめてもNHKの経営には大きな支障がないであろう、すなわちお話のように、経営がその点において多少のゆとりが出てきておる。そういうことであるからして、わざわざ新しいラジオの聴取料はやめてよからう、こういうことでありまして、従来NHKが免除することは主として社会的、あるいは社会福祉的な面で免除をしてきておりました。が、今度はもうそういうことを願望しないで、ラジオ全般を廃止をしよう、こういうことになっておるのであります。お話のように、これをやめても経営には大なる支障がない。すなわち別のことでは言え、経営上のゆとりがそれだけあるから、このめんどろなラジオはやめようということでありまして、結局の御趣旨はお話のようなところにある、こういうふうにも考えております。

○中井委員 それならそのようにこれを書き直して、私に少なくとも参議院へいったとき——皆さん笑いなさるんだけれども、私は非常に胸をつかれたことがあるのですよ。熱心な人がいましてね、こういうものをやはり調べている人がいるんです。調べて、これはどういう理由ですかと私に聞かれた。そう言われればまことにさうだと思えます。こういうことについて非常に争いが起つて、社会党や民社党、公明党、共産党、絶対反対とか何とか、いろんなことがあるならばそれは表現についても皆さん方お考えになる必要も政治的にあるかもしれないが、何もなければ、こういう問題については、内容についてはいろいろ議論はありますよ。全体のラジオをとにかく安くするなり、やめるといふ方向については、私はこれからだんだんお尋ねしたいが、大前提としてはみなそう反対してないと思うのだ。その説明をこういう官僚的な、ごく一部の人がわかるというふうなことで私は承知ならない。去年も言ったんです。郵便料金の値上げのときも言ったんです。一種を十五円にして二種を七円にするというが、一体一種って何じゃ、二種って何じゃ。一種は手紙で二種はがきか、そんなこと国民は全然知らぬというんだ。そんなもの、手紙が十五円、はがきが七円と何で書かぬか。これこそ民主国家の新しい衣がえの政治のやり方じゃないのかと言ったのです。みんなうしろの人は専門家が多から笑ってみえるけれども、私はいまでも自信を持っていて。そういう形では私に言うのです。「放送の普及発展」ということでは、これはわかりませぬよ。ごくわずかの専門の人以外はわかりません。大臣どうですか。これはひとつ改めてください。改正の理由、趣旨の冒頭にあらんだな。(森○小林国務大臣 御趣旨に沿いたいと思えます。○中井委員 それでいま御答弁の中にありました。結局まあ余裕が出たからというふうな御趣旨であります。その点は私もわかるのですが、そこでテレビでも相当生活保護の人だとかあるいは飛

行場の周辺で大いに騒音その他でよく見れないし聞えないというふうなものには免除の措置をしておるように思いますが、これをもつと広める意思はないか、これをお尋ねをいたしたいと思えます。

○小林国務大臣 これはもう聴取料がきわめて不完全になるといふふうなものとかあるいは社会福祉のたてまえから負担が非常に困難だ、こういうふうなものは従前放送協会がいろいろ調査の上できめまして、そして郵政大臣の認可を得る、こういう方向でいたしておりまして、その後もいろいろの問題が出ております。これらにつきましても私どもとしては放送協会においてひとつ検討してもらいたい、こういう要請をいたしておるのでありますから、順次その面の実現もできる、かように考えております。

○中井委員 ちょっとこのラジオを無料にするということに関連して具体的に私はお尋ねしたいのでありますが、この前もちょっと聞きましたが、ラジオを無料にするということについては普及率も非常に、あと一割くらいであるし、山村にあるし、まあいろいろ理屈はあるだろうがこの際ということであると思うのであります。それはよくわかるのですが、しかしながらまたもう一つの理由としてこの間もどなたかNHKの理事から返事があつたが、この聴取料に関する手数料が二十三円かかる。五十円の中で二十三円かかる、こういうことなんです。それも私は去年聞いたところでは十七円五十銭と言つたという記憶がある。その記憶を記録がないかときがしてみたら一向ありませんというふうなことになるんですが、テレビのときは十七円五十銭でラジオは二十三円かかったのかもしれないし金額もわずかに十億前後というので、こういうことでしょうけれども、社会政策的な見地から見ますと、そういうことであるならば、簡単に取れまして、しかも少しもいわれる貧困階級でも何でもないというふうな、カーラジオであります。自動車につけておるラジオからはやはり

取るべきじゃないか。いま二百万とか三百万とか
いっています、一台新車を出すことに二千円とか
三千円とか一ぺん取ったらどうだ、三千円取って
二百万とすると六十億ある。手数料も何も要らな
い。こういう問題が一つ。

それからもう一つ、今度はテレビの場合で、ラ
ジオはこういうふうによく聞こえるものまで無料
にするのですから、見れない、聞こえないとい
ふようなものについては、現在の郵政大臣が答弁さ
れたこと以上に、幅を広めるべきではないか
と思うのであります。そこでお尋ねするのです
が、たとえば新幹線が三年ほど前から走ってお
り、あの新幹線の近所の沿線の家に備えつけてお
りますテレビなどは見えない。こちら
らつとすると、そしてこの音が通るとい
うのであります。こういうものについていま免除を
おられますか、どうですか、具体的に伺ってお
きます。

○佐野参考人 現在いたしております。

○浅野政府委員 カーラジオの件でございます
が、自動車についておるものからは取るべきでは
ないか、こういうお話であります、当初自動車
から取り始めましたのは、これは二十五年であ
りますか、現在の放送法が適用した当初であ
りまして、そのころにおきます自動車というの
は非常に高価なものであります、庶民とは関係な
かったものであります。したがって、聴取料
の取り方といたしまして、これも法律から先の問題
でありまして、受信設備を設置した者から取る
ように法律では規定いたしております。設置した
者の考え方を世帯として、つまり法律から先の段
階を受信契約においてきめておるわけでありま
す、その世帯の見方に自動車を入れておいた。部
屋と同じように見えておいた。しかし現在におきま
しては自動車そのものが大衆化したしております
て、自動車を部屋以外のものとして見ることに自
身の時代の沿わなくなってきたこと、自身
の面から、自動車は別立てといたさないといふ
に考え方を変えた次第でございます。

○中井委員 浅野君の答弁は、前進を期待
いたします。ただ別に考えたというのではなく
て、将来の問題として、大臣ぜひこれはお考え
いただきたい。これは何のたれべえが持つておる
らどうだというふうな、これまでの放送法のた
まえからいって、君の言うように自動車を持つ
ておる人にかかると、しかしいまでも、法の改正を必
要としなくとも、一時払いという形においてそれ
はできるのじゃないか。一時払いの形において自
動車会社も蔵出しのときに一ぺんにかけてしま
えばいいわけですから。それはもちろんトヨタでも
日産でも、自動車業界は大反対するでしょう。
しかしながら、NHKはあまり手数を要せず、一
年に一回ぐらゐ、乗用車なら乗用車、貨物自動車
なら貨物自動車、ラジオを持つておるものから一
時金二千円なら二千円、三千円なら三千円とび
ちと取る。そういうような形で、これは法の改
正をしなくても何かいけるような気がすると思
うが、この点どうですか。法律改正をする必要があ
るかどうか。

○小林国務大臣 カーはテレビ、ラジオ両方の問
題があります、ラジオはほとんど備えつけてい
る。できたときからつけてあるということでお話
しのような問題があり得ると思ひますし、テレビ
は大かたいまのところは固定でなくて持ち込み
ということになっております。ラジオのほうはいま
お話しのように負担力とかそういう問題でなくて
全体としてやめたい、こういうことでやっており
ますが、今後おそろくテレビの問題は相当出て
くるであろうと思ひのであります、これらにつ
きましてはもう一度NHKと一緒に検討して
みたいと思ひております。

○中井委員 私は、今度ラジオは無料にするとい
うことになりましたけれども、むしろこれは、た
だしカーラジオは別だぐらゐのところをやつても
らったほうが実際のだといふふうなものの考え
方をしたいと思ひます。いま大臣から今後の
課題として研究するといふことであります、
けつこうでございます。NHKの会長もおられる

から、ぜひその点は積極的に取り組んでいただ
きたいと思ひます。

それから、先ほどNHKの理事から回答があり
ました新幹線については何も免除しておらぬとい
う問題であります、私は何もNHKに貧乏せい
といふことを言っておるわけではありませぬ。こ
れは皆さん御検討になっておるとは思ひのだけ
ども、たとえば飛行場の周辺については免除され
ているが、新幹線については免除がない。新幹
線の沿線については相当思い切った免除をやつて、そ
の分は業者である国鉄からもらう。あるいは飛行
場の場合は飛行場を経営しておるもの、羽田なら
羽田飛行場を経営しておるものからもらう。それ
が国であれば国でもらうし、アメカさんならアメ
リカ軍からもらう。こういう形に転換ができない
ものかどうか、また現にやっておるのどうか、
その辺のところをちよつと伺つてみたいと思ひ
ます。

○佐野参考人 ただいま先生の御発言の中に含ま
れました、まず新幹線につきましては、当時この
沿線はぼ一万件にわたりまして受信上被害を受け
るという状態が発生いたしました。NHKは国
鉄と相談をいたしまして、全面的にこのぼ一万
件に近い被害受信機の改善をいたしまして、すべ
て今日では解決いたしております。その際、これ
に要しました経費は国鉄当局が負担をいたして今
日に及んでおりました、新幹線に関する限り今日
では問題は発生いたしておりませぬ。

空港関係でございますが、御承知のように現在
航空基地十六カ所にわたりまして受信上被害が発
生する。これは画像は一切くずれませんが、音声
がジェット機の騒音のために聞こえなくなるとい
うことでございます。これに先ほども申
しました十六基地について半額免除の措置を三十
九年四月以降とつて今日に及んでおります。

○中井委員 画像はくずれないと言いますが、飛行機
が通りまると、そのときくずれますよ。どうして
あなたはくずれないと言うのですか。私は現に数
年間実際の体験者だから言うのだが、画像はくず
れますよ。私もいろいろとからいって、音響より
も画像がくずれるのが非常に不愉快だ。音響は
前後の関係で大体判断がつくけれども、見えなく
なるのだね。どうなんですか。それを防ぐ装置は
あなたのところではみんないないのですか。

○佐野参考人 先ほど触れました、たとえば新幹
線と空港関係で比較をいたしますと、どちらかと
いえば新幹線の関係のほうが画像がくずれる度合
いは大きゅうございます。航空騒音に關しまして
今日航空基地あるいはその他の空港で騒音とい
う形で問題が発生をいたしておる大きな要因とい
はしましては、主として音声の障害といふこと
のほうが大きく取り上げられておりました、画像に若
干のフラッターを生ずるといふことも全くなしと
はいたしません、比較的音声のほうが問題に
なつておる。そういう意味でお答えをいたしたわ
けであります。

○中井委員 それはだめだ。音声といふのは、い
わゆる公害の騒音の一環として、テレビはた
た有料で支払われておるからそういう意見が起
こりますので、テレビを見ておらぬときでもど
かく騒音は困るといふのが先に出ておるわけだ。
ぼくはテレビそのものを言つておる。それは飛行
機が飛んでいると画像がくずれますよ。たいへ
なものですよ。

それからもう一つ、もとへ戻りますが、新幹線
の問題は、一万件について全部調査を終わつて問
題がないといふことは、もう完全に見える、そし
て騒音の心配もなしに何かびちつとしたので
か。どうですか。

○佐野参考人 新幹線に関する限りは全面的に解
決をいたしてあります。

○中井委員 全面的に解決したといふのはどうい
う形で解決したのですか。たとえばあなたのとこ
ろはアンテナを高くするとかなんとかして、その
経費は国鉄が持った。それでもう放送受信者は
けつこうだと言つたといふのですか。どうで
すか。

○佐野参考人 ほぼただいま御指摘のとおりで

ざいます。当時、たとえばアンテナの置かれていた高さ、ちょうど新幹線の高架と同じようなところにごさいますのは、より高いところに変えるとかあるいは新幹線の走行いたしておる地点よりも低目にアンテナを置くとか、もろもろの措置をとりまして、今日では受信の障害というものはほぼ解決をいたしてさほどの苦情は発生いたしておりませんし、また同時に全国的にわたりまして受信サービスあるいは訪問サービスといたして、これら沿線の障害関係がその後引き続き発生しないというようにも意を用いて、受信改善運動を続行いたしておる次第でございます。

○中井委員 あなたはそうおっしゃって現にあるのです。文句は私のところなどにきておるので、その辺のところは私はこのままでは済まされたいと思いますが、さらにあなたは国鉄との間に済んだと言いが、国鉄は経費を幾ら負担したのですか、金額を聞かしてください。

○佐野参考人 ただいまその数字を正確に記憶いたしておりません。

○中井委員 佐野君、こういう問題はラジオを無料にする機会に、私はNHKとされてはやはりもう一べん、佐藤総理が言い出したからまあまあというんじやなくて、NHKの自主性でもって、現在見えないのですから、少しでも障害のあるものを——いま半額でしよう、どうですか。

○佐野参考人 半額でございます。

○中井委員 だからこれを全額免除にするとか、機械的に、たとえば一日のうちで二時間ばかり見えないから半額だ、そういうことじやなくて、そういう聴視難のところはもう無料にするとか、そういうことをどうして考えていかないのか。いま国鉄の沿線、新幹線の沿線で約一万というあなたの説明だった。無料にしたら月に三百三十万円だ、一千六十万円くらいの金だ、そういうことでNHKが文句を言われて、朝日、岩波、NHKですか、何か四大権威なんといっているやがらおられる時代ですが、もう少しその辺のところを自主的なしかも積極的な判断ができないものですか。

全額免除というふうなことはどうですか。それからこれは郵政大臣に伺いたいのですが、そういうことを一々あなたのとこで判をとるといふことになっておるのですか。これはどうなんですか。細則をつくって、細則の範囲内でNHKがやっているとについては、あなた方は干渉しないのですか。どういう制度なんですか。一件ずつ郵政省がチェックするのか、その辺のところをひとつ大臣から……。

○小林國務大臣 これは一件ごとによっているのではありません。免許基準というものをつくりまして、その基準であと具体的ににおきまになりませう。

○中井委員 ついでですが、その基準はあとで資料でひとつ私に見せていただきます。

それから、あなたに言うのですが、半額じやなくて、全額免除という制度をひとつせよは考えてもらいたい。そうでしょう。ラジオはもうふええし、金額も少ないし、山間のものが多いので、かすみにたいに忘れてしまつて、それはまけてやる。生活保護、これは政府はまけておる。

ですから完全に見えるか見えないかというのは、私はこれは物理的に最も重要なことだと思つて、ラジオは聞けない、テレビは見えない、これは半額、おかしいと思いませんか。ほんとうの事業経営者として、基本の線ですね。いささかでも見えないようなことがありましたら、一月分の聴視料はいただきませんというくらいがほんとうの事業者の立場です。昔、明治か大正の話ですけども、二時間ほど停電をいたしましたら、その月の電気料金はいただきませんという会社があつたのですよ。私はみごとだと思つて、そういうことで見れないものにまで半額取つて、それでラジオはただだ、これは生活保護、けつこうでございますが、そういうことになるとボーダーラインの人もあるのです。これは日本の内政の問題のうちで、いま陰にこもつております一番大きな問題であります、生活保護を受ける人はテレビもただだ、地方税も何も免除、それからちよつと上

の人はテレビは出さなければならぬ、住民税は払わなければならぬ。それに町内会の寄付もみんな割り当ててくる。こういうことでその間に非常な差ができておるのが日本の現実なんですけれども、それはいいでしょう。ただ、見れないからというやつに半額というのは、どうも私はいただけな。思い切つて全部をただにするということはどうですか。この辺のところを会長ひとつ……。

○前田参考人 先生の基本的な考え方に私は完全に賛成でございます。この議論の過程で先生は、たとえば飛行場の問題にせよ、それからまた新幹線の問題にせよ、国鉄なりあるいは運輸省なりがNHKに払うべきであるという御発言をなすつておられるわけでありまして、私はこれは当然のことだと実は考えているわけでございます。

カーラジオについては多少私の考え方は異なっております。先生の場合はカーラジオは今度はいから取つたらどうかというお話と理解して承つておりましたが、自動車の中に設備されておるから、それを蔵出しするときに一括して取つたらどうかというお話のようでございます。しかしこれについては私は多少異なつた実は印象を持っております。と申しますのは、受信機の物品税的なものになるおそれがあるという点で、承つておる間に、必ずしもこれは賛成申し上げられないという気持ちで聞いておりました。ただし新幹線あるいは航空基地その他全般の問題については、これはNHKもまた被害者でありまして、NHK自体がその責任の全部を負うべきであるという考え方には、NHKの存在の理由からしても、また受信料の基本的性格からいたしましても、私もとしましては必ずしも賛成はできないわけでございます。したがういまして新幹線の問題については、佐野理事から御説明申し上げましたように、国鉄当局と話し合つた結果、その点は国鉄においても理解してくだつた、そういう結果の一つのあらわれでございます。

おります。その一つは、いわゆる航空基地と申しますか、世俗的に基地と呼ばれる、簡単にいえば日米間の安保条約を基礎として出てきた問題あるいはまたこれと関連する、しないを問わず、国の制度として存在する自衛隊の問題と関連する問題、これらについては、佐野理事が説明しましたように、国家的協力をたてまえて、一応原則的には国家が補償すべきものと考えられるのであります。国家の見地からこれと協力するといつたてまえてつたわけでございます。これが半額というこの、私どもとしては純粹に考えて、そういう意味での実は措置をとつたわけでありませうが、その他の商業航空との関係におきましては、飛行場を利用する航空会社との関係で、これはやはり国の行政指導がこの問題の解決の拠点をそこに置くべきだという考え方を実は持つておる次第でございます。

○中井委員 いま前田会長のお話大体わかりました。カーから取れというのは手続上の問題であります。実際は自動車を買うところの負担でありますから、NHKがその料金を取る事務をメーカに押しつけておるに過ぎない、非常に簡単な意味で途中の手続をなして言つたのであります。それはひとつそういうふうにして了解していただきたい。そういうことは私は将来必ず問題になつてくると思つておる。あなたはこの前の委員会においては、自分の任期中、あるいは自分がNHKにおる間は料金の値上げはいたしません、こう言つて大みえを切られましたから私は大いに安心しておるのですが、しかしながらつと将来の問題としては、そういうふうなことは必ず起つてきます。小林さんはさつきテレビはまだ持ち込みの段階だ、そのとおりであります。将来また備えつけのものも出てこようと思つて、ああいう動く住宅みたいなものなんですから、これはやはりそれに考えて、私に非常な簡単にいけるといふふうから、それは了承いたしたいと思つておる。

それから先ほども国鉄に幾ら出させたか、まだわからぬと言ふから私途中で質問はその程度にしましたけれども、実際は国鉄が払いましたのは、見えにくいものをや見えるようにしましたその施設に対する経費でありまして、いわゆる監視料を国鉄が出すわけではありません。その点も私はいまの前田会長の議論のごとく、やはり国鉄は持つべきである。それから飛行場で取れといひましたことは、おっしゃる通りに、これは航空会社二十社なら二十社出入りしていればそれから取る。そういうことはやはりどこでまとめるなければなりませんから、羽田なら羽田の事務所でもとめるといふふうなことになるうと思ひますが、何か現にイギリスではすでに前例があつて、イギリスの航空会社ですか、ロンドンの空港管理公団というのが現にもう支払つておるといふふうな話を聞くのですが、これはどうですか、関連して。

○佐野参考人 ロンドンの空港におきましては、ロンドン空港管理公団の責任におきまして、一世帯あたり百ポンド、十万円でございますが、大体その周辺二万軒に対してこの航空騒音を除去するために家屋の改造をいたすということに相なりまして、その所要の経費が円貨にして平均二十万円、そのうちの半額百ポンドをロンドン空港管理公団の責任で処理をいたし、総額日本円にして二十億円で騒音の除去を解決をいたしました。ただその措置をとりまして、BBCはNHKと同じような組織体でございますが、受信料そのものの免除はいたしておりませんし、また今日受信料制度をとつております大体世界四十カ国のうち、受信料の免除そのものの措置をとつておる国は一つもございません。

○中井委員 それからさつき会長の回答の中で、安保やあるいは自衛隊の関係のことについてちよつと聞き漏らしましたが、これは半額にしておる趣旨はあとの半額を国が補償すべきものである、しかしながらそれを妥協しておるのだ、こういう意味の御意見ですか、どうだったですか。

○前田参考人 NHKとしてはその性格といへども金額免除すべき根本的理由はないという考え方に立つわけでございます。

も金額免除すべき根本的理由はないという考え方に立つわけでございます。

○中井委員 いま国との関係ですがね、私は先ほどから監視料を免除すべしというのはいささか意味とまた別なものです。それはそれで、国や公団から取るなら取るでいいでしょう。しかしながら監視料を取るといふことは、やはりみごとな映像でつばに開けなければならぬ、こう思うのです。日本人というのはいさへん潔癖でございますから、そういう意味において、それは操作のまずさとかあるいは機械が悪いからいけないというのは問題になりませんけれども、地勢のあるいは客観的な情勢によつてそういうふうにならざるも見にくい聞きにくいというものについては、NHKとしては思い切つて無料にしたらどうか、こういうことを私は提案の質問をしていられるのですが、半額というふうなことも非常にこだわるわけですか、半額も、どうもよく見えないという、非常に不愉快です、現実に見ておる者にとりましては、それでつばに見えてもほかの事情があれば無料だ、こういうことなる点で、非常に思い切つた措置が天下のNHKとれないか、こういうことでありませう。この点さらに一べん会長に質問いたしておきます。

○前田参考人 現在のところは、繰り返すようでありますが、私どもの考え方を要する気持ちはございません。ただし天下のNHKという意味が、皆さんの全幅的信頼の上に立つてあらゆる面で御支援をいただけたらという意味であるならば、この限りにおいて今後研究を続けたいという気持ちはございます。

○中井委員 なかなか名答弁で、まことに天下のNHKなんです、少しそういうおつとりとしたところをひとつ、経費の面だけは非常に上げつないというのでは私はいけません。さらに具体的に入ります、私は陳情を受けておるのですが、その半額免除の場所のきめ方におきまして末端が非常にこだわるということをお聞い

○中井委員 いろいろ御説明がございましたが、具体的に九州の板付飛行場におきましては、そういう問題が起つておらぬ。それは福岡の放送局長が何か非常に政治的手腕があるのか知りませんが、けれども、全然起つておらぬ。同じ条件の大和市だけで起つておる、こういうことでありませう。これはもつと融通をきかした処置をどうしてやらぬのですか。九州は全然起つておらぬ。ほかの地区でも起つておらぬ。大和市だけで起つておる。これは横浜の放送局ですが、神奈川の放送局ですか知りませんが、その現場と現地で争ひが起つておる。それでさつき聞けば、郵政省では一般的な基準を示しておるだけであつて、個々の具体的なことまで入つておらぬとい

の間も各委員にもそういう陳情があつたと思ひますが、神奈川県の大和市というのですか、基地の周辺でございます。これが実に厳格である。一キロと二キロ、飛行場の周辺さちちとやる。きちつとやり過ぎるものですか、さつき言いましたようにちよつと境目のところで非常な議論が、論争が起る。それにまたおだてるやつがいて、全部払うなというふうなことで不払い同盟ができて、不必要な摩擦を起しておる。こういうことであるが、この辺のところを具体的にどういう事務の取り運びにしておるか、これを伺ひたい。

○佐野参考人 お答えいたします。厚木の周辺に限つてお答えいたしますと、もとよりその周辺の地形なり村落といひますか集落の実情等を勘案して、適当に区切りをつけておるつもりでございます。御承知のようにこの半額免除の一般原則をいたしましては、航空基地の滑走路の短辺、短いほうの幅のところから横へかけまして、要するに空港から外へ一キロ、滑走路の長辺のほうの、走るほうでございますが、その空港の前後のほうは二キロという距離で適用区域を設定いたしておりますが、ただ御指摘のように立地条件あるいは周辺の部落等がたゞく密集しているところはその辺りに勘案いたして適当に処理をいたしております。

○中井委員 いろいろ御説明がございましたが、具体的に九州の板付飛行場におきましては、そういう問題が起つておらぬ。それは福岡の放送局長が何か非常に政治的手腕があるのか知りませんが、けれども、全然起つておらぬ。同じ条件の大和市だけで起つておる、こういうことでありませう。これはもつと融通をきかした処置をどうしてやらぬのですか。九州は全然起つておらぬ。ほかの地区でも起つておらぬ。大和市だけで起つておる。これは横浜の放送局ですが、神奈川の放送局ですか知りませんが、その現場と現地で争ひが起つておる。それでさつき聞けば、郵政省では一般的な基準を示しておるだけであつて、個々の具体的なことまで入つておらぬとい

○佐野参考人 厚木の周辺に限つてお答えいたしますと、もとよりその周辺の地形なり村落といひますか集落の実情等を勘案して、適当に区切りをつけておるつもりでございます。御承知のようにこの半額免除の一般原則をいたしましては、航空基地の滑走路の短辺、短いほうの幅のところから横へかけまして、要するに空港から外へ一キロ、滑走路の長辺のほうの、走るほうでございますが、その空港の前後のほうは二キロという距離で適用区域を設定いたしておりますが、ただ御指摘のように立地条件あるいは周辺の部落等がたゞく密集しているところはその辺りに勘案いたして適当に処理をいたしております。

○中井委員 いろいろ御説明がございましたが、具体的に九州の板付飛行場におきましては、そういう問題が起つておらぬ。それは福岡の放送局長が何か非常に政治的手腕があるのか知りませんが、けれども、全然起つておらぬ。同じ条件の大和市だけで起つておる、こういうことでありませう。これはもつと融通をきかした処置をどうしてやらぬのですか。九州は全然起つておらぬ。ほかの地区でも起つておらぬ。大和市だけで起つておる。これは横浜の放送局ですが、神奈川の放送局ですか知りませんが、その現場と現地で争ひが起つておる。それでさつき聞けば、郵政省では一般的な基準を示しておるだけであつて、個々の具体的なことまで入つておらぬとい

○佐野参考人 厚木の周辺に限つてお答えいたしますと、もとよりその周辺の地形なり村落といひますか集落の実情等を勘案して、適当に区切りをつけておるつもりでございます。御承知のようにこの半額免除の一般原則をいたしましては、航空基地の滑走路の短辺、短いほうの幅のところから横へかけまして、要するに空港から外へ一キロ、滑走路の長辺のほうの、走るほうでございますが、その空港の前後のほうは二キロという距離で適用区域を設定いたしておりますが、ただ御指摘のように立地条件あるいは周辺の部落等がたゞく密集しているところはその辺りに勘案いたして適当に処理をいたしております。

ことになると、そういう紛争の責任はやはりNHKにあると思ふ。それはまじめもけつこうです。まじめもけつこうだし、えげつなくやるのもけつこうであります。さつき私がいふましたような趣旨でありまして、一日のうち半時間か一時間は見られないから半分だとか、何時間見えるからどうだとか、そういうことをやつておつたのではいかぬ。やはり見えにくいところは思い切つた措置をとるのが、さつきのことだと思ふので、三十名も四五十名もたくさん東京まで出てきてもつたないことをして何を陳情するのと思つたらさういふことであるといふふうなことはまことにまずいと思ふのですが、会長いかがですか。これはもう一べん調査をされて善処されるように、私は強く希望いたします。

○前田参考人 先ほど来申し上げますように、私どものたてまえて、そうでない実情とが実は紛争を来たしているわけですが、しかし調査その他については当然われわれはすべきだと思つておりますし、それからその紛争の相互理解に到達するためにわれわれが努力すべきことは当然だと考えております。

○中井委員 陳情者の説明を聞きまして、さきめてしやくし定木だと言ふのです。あなた方は非常にうまいことを言われるが、二キロ、一キロびちつとはかつて、もうあかぬというふうなことだといふわけですか。やはり地形に依り融通のきく解釈をせひ期待したいと思ふのですが、最後にもう一度この点だけ念を押しております。

○佐野参考人 実は調査は毎年いたしております。おっしゃるのとおり人間の社会のことでございますから、なかなかその辺が動いておる形でございます。ある意見が發生をいたしておられます。ただ後ほどあるいは地図をこちら願えばわかるかと思ひますが、かなり地形その他の条件を勘案して処理をいたしておるつもりでございます。それにいたしまして、その線からはずれた地域において直ちにまた不平、苦情が發生するといふようなこと

○佐野参考人 厚木の周辺に限つてお答えいたしますと、もとよりその周辺の地形なり村落といひますか集落の実情等を勘案して、適当に区切りをつけておるつもりでございます。御承知のようにこの半額免除の一般原則をいたしましては、航空基地の滑走路の短辺、短いほうの幅のところから横へかけまして、要するに空港から外へ一キロ、滑走路の長辺のほうの、走るほうでございますが、その空港の前後のほうは二キロという距離で適用区域を設定いたしておりますが、ただ御指摘のように立地条件あるいは周辺の部落等がたゞく密集しているところはその辺りに勘案いたして適当に処理をいたしております。

で、この区切りをつけるという事は非常に困難でございませし、われわれといたしましては、現実的にはまことに苦悩をいたしておる問題でございませ。際限なく広がっていくという宿命に立たされておる点が一つございませ。御了承願ひたいと思ひませ。

○中井委員 そのような答弁をなさると、私は何回でも立つのですけれども、もつとはつきり言ひませと、あなた方の現場の職員とその住民との間がうまくいっていないわけだ。この問題は要するにそういうことなんだ。それくらいのことば片づけたらどうです。

○佐野参事人 私の責任で、具体的に調査をいたして善処いたしたいと思ひませ。

○中井委員 それでは、これで私の質問を終わります。

○松澤委員長 上林山委員。

○上林山委員 放送法改正の採決の前に、委員会審議その他の資料にいたしたいと思ひませので、資料を要求いたしておきませ。

まず第一に、過去三年間におけるNHK並びに民間放送がどれだけの誤報をやったか。誤った報道をしたか。あるいはまた、同時に針小棒大な放送をしてこれを修正したものがあるか。あるいは自発的にそういうことをやったものと、抗議もしくは申し入れによって、訂正したものとの区分をやったものを出していただきたい。私はそれだけを要求いたしておきませ。

○松澤委員長 これにて放送法の一部を改正する法律案に対する質疑は終了いたしました。

○松澤委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。
放送法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めませ。

〔賛成者起立〕

昭和四十二年七月十九日印刷

昭和四十二年七月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

○松澤委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

なお、ただいま議決いたしました本案に対する報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じませが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○松澤委員長 御異議なしと認めませ。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○松澤委員長 この際、小林郵政大臣より発言を求められておりますので、これを許します。

○小林国務大臣 本案につきまして、きわめて御熱心な御審議の上、ただいま御可決をいただきまして、まことにありがたく厚くお礼を申し上げます。

○松澤委員長 次会は明十三日委員会を開会することといたします。なお本日は、直ちに理事会を開会することとし、これにて散会いたします。
午前十一時二十七分散会